

## 平成29年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月28日(金)午後3時～
2. 開催場所 宇土市役所防災棟 会議室
3. 出席委員(23人)

会 長	平岡 孝雄			
委 員	福島 勝義	谷山 次則	堀内 信也	
	山下 洋幸	西山 正治	杉内 鍊之	
	田代 良一	竹下 清	今村 康晴	
	境 良一	岩本 義行	白井 博行	
	鎌賀 和夫	益田 信明	佐美三 守	
	堀 城	中山 一一	小田 寿幸	
	岩本 広海	芥川 幸子	太田 桂子	
4. 欠席委員(2名)

浜口 多美雄	池田 弘美
--------	-------
5. 議事録署名者指名 平岡議長  
議事録署名委員 谷山 次則 堀 城
6. 議 事
  - (1) 議案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第14号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第15号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第16号 相続税納税猶予の適格審議について
  - (5) 議案 第17号 平成29年度農業雇労賃について
  - (6) 議案 第18号 農用地利用集積計画の同意について
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	唯 勇一		
事務局次長	嶽本 圭司	参事	濱田 綾
8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻となりましたので、平成29年第4回農業委員会総会を開会させていただきます。本日の出席委員数は、事前に2名の委員さんから欠席の連絡があつておりました、22名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、本日の総会は、成立していることをご報告致します。それでは開会にあたりまして、平岡会長よりご挨拶をよろしく申し上げます。

平岡会長 こんにちは。大変お忙しい中に、第4回の通常総会ということで出席いただきましてありがとうございます。只今新局長になられました唯局長にも、農業委員会の改革という中でいろいろ御心労をお掛けするかと思いますがよろしく申し上げます。振り返れば1年前ちょうど4月は委員会は中止になりました。そういうことで大変な1年でありましたが、復興も進んでいるようでありますので、今後私たち農業委員会も制度改革で12名という形で、先だつての宇土広報で公募をされておりました。ということで12名が地域をある程度均一化された中で、また7地区で7地区の人たちが校区に一人の割合があればと私なりに希望的に持っておりますし、認定農家が半数以上となっております。また女性委員も2名くらいは出てほしい。そういう希望の中で今回の12名という枠を公募しておりますので、皆さんもいろいろな形で協力のほどよろしく申し上げます。それでは第4回の委員会を始めます。

事務局長 ありがとうございます。次に、議長選出となっておりますが、宇土市農業委員会 会議規則第5条により、平岡会長に議長をお願い致します。

平岡議長 はい、それでは、平成29年第4回の農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事でよろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、谷山委員さんと堀委員さんをお願いします。

各委員 はい

平岡議長 それでは、只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。それでは、今月の議案審議をお願い致します。

平岡議長 まず、議案第13号です。農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。申請番号1番について、確認委員さんは岩本委員さんと小田委員さんですので、岩本委員さんお願い致します。

岩本委員 番号1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりでございます。登記は田、全部で6筆ございます。6,950㎡です。譲受理由は家族への贈与で、家族は2人。以上です。

平岡会長 岩本義行委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、1.5km、農業年数30年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認します。次に申請番号2番について、確認委員さんは竹下委員さんと今村委員さんですが、竹下委員さんお願いします。

竹下委員 譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は田、現況も田、総面積は218㎡、耕作面積34,403㎡、申請面積436㎡、賃借権では所有権は無償です。譲渡理由は子への贈与。家族は5人、贈与です。以上です。

平岡議長 竹下委員さんからの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について説明します。申請地は自宅の隣接地であり、農業年数45年、農機具も所有し、農作業従事者5名、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

平岡局長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので申請番号2番については承認します。続きまして申請番号3番について、確認委員さんは西山委員さん・山下委員さん。山下委員さんから説明をお願いします。

山下委員 申請番号3番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積249㎡、耕作面積7,678㎡、申請面積249㎡、貸借形態は所有権有償、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、農作業従事者2名、権利の種類は売買です。よろしくをお願いします。

平岡議長 はい。山下委員さんからの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号3番について補足説明します。申請値は自宅の隣接地であり、農業年数50年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので3番についても承認をします。続きまして申請番号4番について、岩本義行委員さんと鎌賀委員さ

んですが・・・ 岩本義之委員さんお願いします。

岩本委員 譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は田，現況も田です。登記面積は2筆の1，984㎡です。耕作面積は3，678㎡です。申請面積が，1，984㎡です。貸借形態は所有権の無償です。譲受理由は規模拡大で譲渡理由は経営縮小です。家族は2人で，権利の種類は贈与です。お願いします。

平岡議長 岩本委員さんからの説明は終わりました。事務局からの補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号4番について補足説明をします。申請地までの通作距離は約200mであり，農業年数40年，農機具も所有し，農作業従事者2名，主たる作物は米になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので，申請番号4番については承認をします。  
続きまして申請番号5番について，確認委員さんは堀委員さんと佐美三委員さんですが・・・ 堀委員さんお願いします。

堀委員 申請番号5番の説明をいたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況樹園地，3筆合計で11，799㎡です。耕作面積31，563.71㎡，申請面積11，799㎡。貸借形態は所有権無償です。譲受理由親受贈，譲渡理由子へ贈与です。家族4名，権利の種類は贈与となっております。よろしくお願いします。

平岡議長 堀委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号5番について補足説明をします。申請地までの通作

距離は約500mであり、農業年数25年、農機具も所有し、農作業従事者4名、主たる作物はイチゴ・みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので、5番については承認をします。以上で議案第13号については5件すべて承認を得ましたので許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして議案第14号です。農地法第4条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。申請番号1番について。確認委員さんは福島委員さんと芥川委員さんですが・・・ 福島委員さんお願いします。

福島委員 申請番号1番について説明します。申請人・土地の所有者は議案書の通りでございます。登記畑，現況畑，登記面積が461㎡でございます。転用目的は個人住宅1棟96.05㎡です。以上です。

平岡議長 福島委員さんからの説明がありました。事務局からの補足説明がありましたら尾根が押します。

事務局 申請番号1番について補足説明を行います。地図は6ページです。申請人は古城町に居住する個人で、熊本地震により住宅の建て替えが必要であり、申請地は住宅敷地に隣接した農地で適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であるため第3種農地となります。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので、1番については承認をします。

平岡議長 以上で議案第14号については承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

続きまして議案第15号です。農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議を議題とします。

申請番号1番について、確認委員さんは西山委員さんと山下委員さんですが・・・ はい、山下委員さんお願いします。

山下委員 申請番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記畑，現況畑，登記面積223㎡，権利の種類，所有権有償，売買です。転用目的は駐車場及び福祉農園資材置場です。よろしくお願いします。

平岡議長 山下委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は12ページです。申請人は松山町で介護施設等を営む法人であり、介護施設用の従業員駐車場及び福祉農園の資材置場を探していたところ、申請地が施設に隣接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地，第2種農地，及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明が終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので承認します。  
続きまして申請番号2番について確認委員さんは堀委員さんと佐美三委員さんですが・・・ はい，堀委員さんお願いします。

堀委員 申請番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記畑，現況畑，登記面積495㎡，権利の種類，所有権有償売買となっております。転用目的，個人住宅129.96㎡です。よろしくお願いします。

平岡議長 堀委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について説明します。地図は13ページです。申請人は長浜町に居住する個人であり、熊本地震により自宅が被災したため新築する土地を探したところ、申請地が現在の住宅に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われますが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということですので2番については承認いたします。続きまして申請番号3番について、確認委員さんは福島委員さんと芥川委員さんですが・・・ 福島委員さんお願いします。

福島委員 申請番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記は畑、現況は畑、合計の4筆ございます。登記面積は691㎡となっております。権利の種類は所有権有償、売買となっております。転用目的は宅地分譲、7区画となっております。以上でございます。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号3番について説明します。地図は14ページです。こちらは先程第4条の1番の案件と隣接地になります。申請人は、栗崎町で不動産業を営む法人であり、申請地が公共施設が近く住宅地に適していると考え、宅地分譲地7区画での転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であるため、第3種農地となります。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん

方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし

平岡議長 異議なしということで、3番については承認します。  
続きまして申請番号4番について、確認委員さんは福島委員さんと  
芥川委員さんですが、福島委員さんいいですか。

福島委員 申請番号4番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地  
は議案書の通りでございます。登記田、現況田、面積は5筆で220  
2.46㎡です。権利の種類は所有権有償、売買となっております。  
転用目的は貸家2棟、446㎡となっております。以上です。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありま  
したらお願いします。

事務局 はい。申請番号4番について説明します。地図は15ページです。  
申請人は北段原町で不動産業を営む法人であり、熊本地震で賃貸物件  
が不足しており、解消するための土地を探していたところ、申請地が  
病院やスーパーに近いため、利便性が高く適していると考え、今回の  
転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地域であるた  
め、第3種農地となります。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん  
方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号4番については承認します。  
続きまして申請番号5番について、確認委員さんは西山委員さんと  
山下委員さんですので、西山委員さんお願いします。

西山委員 申請番号5番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地  
は議案書の通りです。登記畑、現況畑、登記面積332㎡、内転用面  
積332㎡です。権利の種類、所有権無償、贈与です。転用目的は貸  
駐車場及び通路です。よろしくご審議お願いします。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号5番について説明します。地図は16ページです。申請人は、松山町に居住する個人であり、申請地が周辺に住宅が多く駐車場の需要の見込みがあるため、また、隣接の農地への通路として要請があったため、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であるため第3種農地となります。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、申請番号5場については承認します。続きまして申請番号6番と7番は関連案件ですので、一括して説明をお願いします。確認委員さんは西山委員さんと山下委員さんですので、西山委員さんをお願いします。

西山委員 申請番号6番と7番についてご説明申し上げます。申請番号6番の譲受人、譲渡人、土地の所在地については議案書の通りです。登記畑、現況雑種地、登記面積18㎡、権利の種類は所有権無償、贈与で、転用目的は通路です。申請番号7番は譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記畑、現況宅地、登記面積は162㎡で、転用面積も同じく162㎡です。権利の種類は所有権無償、贈与です。転用目的は物置小屋40.80㎡です。よろしくご審議をお願いします。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6.7番について一括して説明します。地図は17ページです。申請人は松山町に居住する個人で、夫が大工をされており、自宅の隣に作業場が必要であるため、申請地7番に倉庫を、申請地6番に倉庫への通路として利用する計画です。なお、申請地は平成19年からすでに倉庫および通路として使用しており、始末書添付の案件です。申請地は、都市計画区域の用途地域であるため、第3種農地となりま

す。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番と7番について、委員さんが他のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、6番と7番については承認します。続きまして申請番号8番について、確認委員さんは山下委員さんと西山委員さんで、西山委員さんお願いします。

西山委員 申請番号8番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記田、現況田、登記面積192㎡、転用面積、同じく192㎡。権利の種類、使用貸借権設定、転用目的は個人住宅93.57㎡です。よろしくご審議お願いします。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号8番について説明します。地図は18ページです。申請人は八代市に居住する個人であり、現在アパート住まいで子供の成長とともに手狭になってきたため、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地が実家と隣接しており、生活するのに便利で適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号8番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので申請番号8番については承認します。続きまして9番についてです。確認委員さんは竹下委員さんと今村委員さんですので、竹下委員さんお願いします。

竹下委員 申請番号9番について、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記畑、現況畑、登記面積440㎡、内転用面積440㎡、権利の種類、使用貸借権設定、転用目的、農業用倉庫190㎡、よろしくをお願いします。

平岡議長 竹下委員さんに説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号9番について説明します。地図は19ページです。申請人は野鶴町に居住し、農業を営む個人であり、熊本地震により農業用倉庫が被災し建て直す計画をしたところ、申請地が住宅敷地に隣接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号9番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので申請番号9番については承認します。続きまして申請番号10番についてです。確認委員さんは堀内委員さんと池田委員さんですので、堀内委員さんをお願いします。

堀内委員 申請番号10番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書の通りです。登記、畑、現況、畑、登記面積908㎡、内転用面積908㎡です。権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は太陽光発電施設です。よろしくをお願いします。

平岡議長 堀内委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号10番について説明します。地図は20ページです。申請人は石橋町に居住する個人であり、太陽光発電施設を設置する土地を探していたところ、申請値は日当たりも良く適していると考え、

今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 事務局に説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、10番については承認します。  
以上で議案第15号については10件承認を得ましたので許可証の交付を行います。

平岡議長 続きまして議案第16号です。相続税納税猶予に関する的確証明願  
いについてを議題とします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 宇土市では初めての案件でございます。22ページをご覧ください。  
この案件は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明する願出です。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して、自ら農業を営む場合又は一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合は一定の要件のもと納税が猶予されることとなっております。今回の案件は、地元農業委員にも確認しましたが、被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、願出人である相続人は昭和55年から農業に従事し、今後も引き続き農業を行うと認められるものであり、適用の要件を満たしていると思われます。相続地の内容は議案書のとおりで、11筆の合計面積は9,779㎡となっております。審議の方、よろしく願いいたします。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。  
この場合の利点はどのようなものがあるのか。

事務局 相続税がかからないようにということで、相続税の納税猶予の制度を受けて免除されているということになりますけれど、ただ税の縛りは強く、例えば相続した農地を10年間農地として使わなかった場合、10年間遡って課税されますし利子税も加算されますので相

当な税額となります。

委員 いつまで猶予されるのか。

事務局 相続人がなくなるまで猶予されます。

委員 何割とか決まっているのか。

事務局 全農地の20%未満を転用した場合は、その分に対して税金がかかりますが、20%以上の場合は全農地の税金がかかりますこととなります。それだけ縛りが強いため、今まで1件も申請はあっておりませんでした。

平岡議長 それでは、今の案件についてはいかがでしょうか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、議案第16号については承認を得ましたので証明書を発行します。  
続きまして議案第17号です。平成29年度農業雇労賃の協定を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、25ページをご覧ください。平成29年度農業雇労賃金(案)について説明いたします。これは、10a当たりの賃金になっております。初田起こし6,000円、畝たおし、5,500円、代かき5,500円、機械田植え6,000円、コンバイン14,000円です。これは、昨年と同様にしております。平成28年度の熊本県内の水稲作一般の作業受託料金を調査した結果ですが、宇城の平均値で耕起が6,250円、代かきが、6,000円、機械田植えが6,000円、コンバイン14,000円となっております。また、熊本県平均値では、耕起が5,648円、代かきが6,384円、機械田植えが、6,448円、コンバイン13,965円となっており、宇城の平均とそんなには、大きくは変わらないかと思えます。以上、案ということで説明を終わります

平岡議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので議案第17号については同意します。  
次に、議案第18号、農用地利用集積計画の同意についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 28ページをお開きください。番号49番。借り手、貸し手、物件の表示は議案書の通りです。地目、田、面積、4,289㎡、平成29年5月1日から平成39年4月30日まで10年間の賃借権の再設定となっております。借賃1筆あたり米2俵です。  
番号50番。借り手・貸し手物件の所在地は議案書の通りです。地目は2筆とも田、面積は合計6430㎡で、平成29年5月1日から平成34年4月30日まで5年間の賃借権の再設定となっており、賃借料は10a当たり米1俵分の現金となっております。番号51番。借り手・貸し手・土地の所在は議案書の通りです。地目田、面積は969㎡で、平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10a当り米1俵となっております。番号52番。借り手・貸し手・物件の所在地は議案書の通りです。地目は4筆とも田で、面積が計の580㎡。平成29年5月1日から平成34年4月30日まで5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10a当り米1俵となっております。番号53番。借り手・貸し手・物件の所在地は議案書の通りです。地目は2筆とも田で、面積が合計の4704㎡。平成29年4月28日から平成39年4月27日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10a当り米2俵分の現金となっております。番号54番。借り手・貸し手・物件の所在地は議案書の通りです。地目は1筆が田で、1筆が畑です。面積は合計の1645㎡で、平成29年4月28日から平成34年4月27日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は2筆で米2俵となっております。続きまして番号55番と56番は農地中間管理事業の案件です。番号55番。借り手・貸し手・物件の所在地は議案書の通りです。地目は樹園地で、面積は2筆合計の3632㎡、平成29年6月1日から平成39年5月31日まで10年間の賃借権設定となっており、借賃は10a当り27533円となっております。続きまして番号56番。借り手・貸し手・物件の所在地は議案書の通りです。地目は田、面積は1217㎡で、平成29年6月1日から平成39年5月31日まで10年

間の賃借権設定となっており、借賃は10a当り8217円となっております。

続きまして29ページをお開きください。こちらが今月の利用権設定等状況一覧表となっております。

続きまして30ページをお開きください。こちらのページ左側が今月の農地利用権設定となっております。合計だけ申し上げますと、利用権設定が26466㎡行われております。ページ右側が1月からの累計となっております。合計だけ申し上げますと、利用権設定が179417㎡、所有権移転が3494㎡行われております。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということで、議案第18号については同意したことを市へ通知をいたします。

平岡議長 続きまして報告第3号です。農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借等の合意解約についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告いたします。32ページをお開きください。番号1番、解約農地は議案書の通りです。地目が田、面積が2筆合計の436㎡貸人・借人も議案書の通りです。平成29年4月12日付3条申請のための解約となっております。番号2番、解約農地は議案書の通りです。地目田、面積は376㎡で賃貸人・賃借人は議案書の通りです。平成29年4月12日付、農地法第3条申請のための解約となっております。番号3番、解約農地は議案書の通りです。地目は5筆とも田で、面積は合計の6574㎡、貸人・借人は議案書の通りです。平成29年4月12日付3条申請のための解約です。番号4番、解約農地は議案書の通りです。地目は6筆とも田で、面積が計の5067㎡、賃貸人・賃借人は議案書の通りです。平成29年4月10日付、双方の合意により解約となっております。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さんからのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、報告第3号については承認します。以上で予定しました案件は、おかげさまで全て承認しました。その他ですが、事務局から連絡がありましたらお願いします。

事務局 1点だけですが、1枚の両面印刷を配布しております。宇土市貸借料情報になります。これは平成28年1月から12月まで締結された貸借料の平均額、最高額、最低額を作物ごとに掲載しております。それと裏面は平成19年からの10a当り貸借料（平均額）の推移を記載しております。平成28年の貸借料はホームページ等で掲載する予定としております。以上で報告を終わります。

平岡議長 何か他にありませんか。

事務局 それでは、閉会のあいさつを佐美三副会長にお願いします。

佐美三副会長 忙しいなかお疲れ様でした。それでは第4回の総会を閉会します。

平成29年4月28日

議 長	平岡 孝雄
議事録署名人	谷山 次則
議事録署名人	堀 城